

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成30年(2018年)5月22日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】 抗告人Aが兄Cに対しAの姉でCの妹である要扶養状態の抗告人Bに対する扶養料の支払と過去に負担した扶養料の求償を求めた事案。扶養料は生活保護基準を相当として月額8万円を,Bが要扶養状態になった時点から28か月分の2分の1をCに対し求償できるとした(平成28年10月17日東京高裁)

【2】 フェイスブックに名誉を毀損する書込が投稿されたとしてIPアドレスの管理事業者が発信者情報の開示を求めた事案。発信者が本件IPアドレスとは異なる可能性がわずかでもある場合には基本的人権の保障の見地から個人情報開示を命じることはできないと判示(平成29年2月8日東京高裁)

【3】 被相続人の相続開始後,死後認知の認容判決を受けた相続人が,既に共同相続人間で遺産分割がなされ,被認知者の遺留分を侵害する遺言が被相続人によってなされていた場合でも,共同相続人に遺留分額を超える価額の割合に応じて支払を請求できると判示(平成29年2月22日東京高裁)

【4】 遺言者Aが遺言公正証書で遺言(前遺言)の一部を撤回し,前遺言よりAの長男Xの取得する財産を減じた遺言公正証書について,Xが遺言執行者に指定されたYら(弁護士,Aの長女,次女)に対し本件遺言の無効確認等を求めたところ同請求が棄却された事例(平成27年12月25日東京地裁)

【5】 銀行Y1,Y2,Y3に対する亡Aの預金債権を遺贈されたとするXがYらに同債権の払戻等を求めた事案。Xの名の一字に民法968条2項所定の方式が履践されていない訂正があるがXの名を誤記したための訂正であるのは明らかとして本件遺言は有効であるとした事例(平成29年9月13日東京地裁)

【6】 破産管財人Xが,破産者が確定申告において代表取締役だった会社の新株引受権の行使に伴う課税関係が発生せず,または一時所得となるのに,税理士Yがこれを給与所得として申告したのは善管注意義務違反だとして,損害の一部支払を求め,同請求が認容された事例(平成29年10月30日東京地裁)

(知的財産)

【7】 特許権を有する控訴人が,専用実施権の設定を受けていた被控訴人による実施料未払はないと判断した原判決を不服として控訴した事案であって,本件機械については社会通念上相当な実施料として売上高の6%を支払うべきと判断した事例(平成30年4月18日知財高裁)

【8】 原告らによる原告製品の生産等につき,被告が保有する特許権の侵害に基づく損害賠償請求権等を被告らが有しないことの確認を求めた事案であって,被告らが損害賠償請求権等を行使する具体的なおそれがあるとは認められないとして訴えを却下した事例(平成30年4月26日知財高裁)

(民事手続)

【9】 株式に対する強制執行手続において,株式売却後,配当異議訴訟提起のため配当相当額が供託された場合,その供託事由が消滅し供託金の支払委託がされるまでに債務者が破産手続開始決定を受けたときは,当該強制執行の手続は破産財団に対して効力を失う(平成30年4月18日最高裁)

【10】 破産者の保証人のX銀行に対する預金債権につき,Xが同金額を差引かずに債権届出をしたが,破産裁判所は同金額を除いた額を破産債権と査定する決定をしたためXが異議の訴えを提起。本判決は相殺の遡及効果の制限を認めずXの請求を棄却した(平成30年1月18日岡山地裁)

(刑事法)

【11】 マンションに侵入し公然わいせつ罪で起訴された被告人が犯人との同一性を争った事案。本判決は採取された精液に他人のDNAが混合した疑いがあるとして鑑定信用性に疑問を呈し無罪とした原判決を破棄,鑑定の信用性を認め控訴を棄却した(平成30年3月10日最高裁)

【12】 覚醒剤自己使用事案において,保護観察を付した刑の一部執行猶予の判決において,刑法を適用すべきであるの

に薬物法を適用したとして、原判決を破棄し、改めて刑の一部執行猶予と保護観察を付した事例(平成29年2月16日東京高裁)

【13】被告人質問において被告人と被害者らの言い分の対立が判明したが、裁判所は被告人本人に証拠意見を確認せず被害者らの供述調書を採用したまま排除せず有罪判決。本判決は供述調書を証拠排除せず有罪認定の資料にしたのは違法として原判決を破棄差し戻した(平成29年3月14日大阪高裁)

【14】金地金等の密輸に係る関税法違反等被告事件において参加人が所有者として第三者所有物の没収手続に関する応急措置法に基づく参加を申立てた事案。密輸に関与していない者が所有権を有する可能性を否定できないとして原判決中の没収にかかる部分を破棄(平成29年6月8日大阪高裁)

(公法)

【15】県議会議長による県議会議員の発言の取消命令の適否が争われ、それが司法審査の対象にならないとした第一審判決に対し控訴審判決は対象性を認定。最高裁は、地方自治法は議場秩序の維持等に関する係争の自主的、自律的解決を前提としているとして対象性を否定(平成30年4月26日最高裁)

【16】団体XがYの設置管理する公園の使用許可を申請したところ、Yの市長が不許可としたため集会の自由に反し、市長の裁量権の逸脱濫用として損害賠償金の支払を求めた事案。1審は不許可決定を違法とし賠償金支払いの請求を一部認容。Yが控訴したが棄却された(平成29年7月14日大阪高裁)

【17】平成23年東北地方太平洋沖地震後の津波で石巻市立大川小学校に在学していた児童74名及び教職員10名が死亡した事故に関する国賠請求事件。控訴審判決は、校長、教頭、教務主任、及び教育委員会の危機管理マニュアル改訂義務等を認め、国賠請求を一部認容した(平成30年4月26日仙台高裁)

【18】トルコ国籍の原告が、被告運営のウェブサイト上の加盟店募集について資料請求を行ったが拒否されたので、これが不当な国籍差別、人種差別にあたるとして損害賠償を請求した事案。本判決は外国人差別を認め一部賠償支払を命じたが、人種差別はないと判断(平成29年8月25日大阪地裁)

【19】元司法修習生Xらが給費制廃止は憲法違反で無効とし、改正前裁判所法67条2項の未払給与の内金支払い、並びに内閣総理大臣及び国会議員に対し損害賠償金の内金支払を求めたが、司法修習は勤労に該当しない等として請求が棄却された事例(平成29年9月29日大分地裁)

(社会法)

【20】私立大学(Y)の教員Xらが、勤務延長教員の年俸額を最大4割減額するYの給与支給内規の変更は無効として争った事案。本判決は、内規変更は合理性がなく無効と判断し、Yからの一部有効確認を求める反訴請求は、有効部分を特定する客観的基準がないとして棄却(平成29年3月30日札幌地裁)

【21】原告の生春巻の製造方法が営業秘密に該当することを前提に、被告が当該営業秘密を不正に取得して競業行為をしているとする損害賠償等請求事案。原告の製造方法は、秘密として管理されていたとは言えず「営業秘密」に該当しないとして、請求は棄却された(平成30年4月24日大阪地裁)

【22】原告は学習塾(SAPIX)を運営し、被告はそのHPで「SAPIX生のための復習教材」等の表示をしている。原告は、被告の「SAPIX」文字を含む表示使用の差止等を求めたが、その使用は自他商品の識別機能を果たさず、誤認混同はないとして請求が棄却された事例(平成30年5月11日東京地判)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 東京高決平成28年10月17日 判例タイムズ1446号128頁

平成28年(ラ)第705号 扶養に関する処分審判に対する抗告事件(変更,確定)

抗告人Aが,兄である相手方Cに対し,Aの姉でありCの妹である抗告人Bが要扶養状態にあるとして,Bに対する扶養料の支払いを求めるとともに,過去に負担した扶養料の求償を求めた事案について(なお,ACBには,他にAの姉でありBの妹であるFがいる),本決定は,Bはうつ病により就労不能で要扶養状態にあると認め,生活扶助義務に基づく扶養料の額は,生活保護基準を目安として定めるのが相当であるとして月額8万円とし,A及びFに扶養能力が認められないとして,Cに対しBに月額8万円を支払うよう命じ,過去にAがBに支払った扶養料については,遅くともCがAから扶養の精算を求められた時点でBは要扶養状態にあったとして,Aは同時点から28か月分(月額8万円)の2分の1をCに対して求償できるとした。

(2) 東京高判平成29年2月8日 判例タイムズ1446号109頁

平成28年(ネ)第3308号 発信者情報開示請求控訴事件(控訴棄却,上告,上告受理申立(後上告却下,上告不受理))

フェイスブックに名誉を毀損する複数の書き込みが投稿されたため,第1審原告は,仮処分命令によりフェイスブックから開示を受けた第1審原告に対して投稿がされたアカウントに関するアクセス情報(ログインの時刻及びログイン時に使用されたIPアドレス)のうち,当該アカウントへのログインを各投稿の直近の時期に繰り返していたIPアドレス(「本件IPアドレス」という)が権利の侵害に係る発信者情報に当たると主張して,当該IPアドレスを管理する特定電気役務通信事業者である第1審被告に対して発信者情報の開示を求めた。

フェイスブック社は,特定のアカウントへのアクセス(ログイン)またはアクセスの終了(ログアウト)があると,アクセスまたはアクセスの終了の時刻及びそのIPアドレスを記録し,しばらくの間保管している。しかし,アカウントに投稿があった場合について,当該投稿の時刻及び当該投稿に使用されたIPアドレスについては,その記録を実行していない。そして,特定のアカウントにアクセス(ログイン)した者は,当該アクセスの終了(ログアウト)までの間,当該アカウントの閲覧,投稿が可能である。

本判決は,ログイン情報も,当該ログインの機会に権利侵害投稿がされたことの証明があった場合には権利侵害に係る発信者情報に当たるとしたが,本件各投稿がされたアカウントには,投稿日及びその直前に本件IPアドレスによるアクセスが多数あり,本件各投稿はこれらのアクセスによる可能性が高いことが認められるが,他方において,各本件投稿の投稿日又はそれよりも前の日に,それ以外のIPアドレスによるアクセスがあり,本件各投稿がこれらのアクセスによる可能性も完全には否定できず,あるIPアドレスから本件各投稿がされた蓋然性がかなり高い場合であっても,これと異なる可能性が通信の秘密等の基本的人権の保障の見地からみて無視できない程度に残っている場合には,日本国憲法13条及び21条の2項並びに特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条の解釈として,権利侵害に係る発信者情報とはいえないので,この場合,そのIPアドレスに係る個人情報の開示を命じることはできないとして,本件IPアドレスに係る発信者情報の開示を認めなかった。

(3) 東京高判平成29年2月22日 判例タイムズ1446号99頁

平成28年(ネ)第4491号 死後認知による価額請求控訴事件(原判決変更,訴え変更後の請求認容,確定)

被相続人の相続開始後,死後認知の訴えを提起し認容判決を受けて相続人となったが,被認知者の遺留分を侵害する遺言が被相続人によってなされており,認容判決を受けた当時,既にこれに基づいて共同相続人間で遺産分割がなされていた場合に,死後認知の認容判決の確定から1年以内に,遺留分減殺の意思表示をした被認知者は,民法910条の価額支払い請求により,自らの遺留分の回復を図ることができ,その際,被認知者が価額支払いを請求しうる共同相続人及びその負担割合については,遺留分減殺請求に関する判例法理に従い,遺言によって遺留分を超える遺産の相続を受けた共同相続人に対し,遺留分額を超える価額の割合に応じて支払いを請求することができる(各共同相続人は分割債務を負う)とされた事案。

(4) 東京地判平成27年12月25日 判例時報2361号61頁

平成26年(ワ)第2015号 遺言無効確認等請求事件(棄却(控訴(控訴棄)),上告・上告受理申立て(上告棄却・不受理))

本件は,遺言者Aが平成24年8月10日付遺言公正証書による遺言(前遺言)の一部を撤回し,前遺言よりAの長男Xの取得する財産を減じた同年12月11日付遺言公正証書(本件遺言)について,Xが遺言執行者に指定されたYら(Y1=弁護士,Y2=Aの長女,Y3=Aの次女)に対し,本件遺言の無効確認等を求めた事案である。

本判決は,本件遺言に際して,遺言者の申述の後半部分において,遺言者Aの咽頭部に装着された人工呼吸器のため声が聞き取りにくかったため,Aの発話の内容を理解できる者(頻りにAを見舞って会話していたY2の交際相手P5)を通

訳人とし、公証人が聞き取った発話の内容を通訳人の通訳により確認して遺言内容の聴取と筆記を行った点について、Xは、民法969条の2第1項の「口がきけない」場合には該当せず、同項に反すると主張したが、「口がきけない」場合は、言語機能障害のために発話不能である場合のみならず聴覚障害や高齢等のために発話が不明瞭で聴取が困難な場合も含まれると解するのが相当であるとして、969条の2第1項に違反するとはいえず、また、Xは、Y2の交際相手であるP5を通訳人とした点について、P5は推定相続人Y2の配偶者と同視できる者であるから民法974条2号の類推適用により通訳人たる資格を有しないと解すべきで、同号及び969条の2第1項に反する方式違反があると主張したが、推定相続人の配偶者と同視しうる地位にあるとはいえない等を理由に本件遺言を有効と判断した。

(5)東京地判平成29年9月13日 金法2088号89頁

平成28年(ワ)第19964号 預託金返還請求事件(請求一部認容)

本件は、亡AのY1銀行、Y2銀行およびY3銀行に対する各預金債権を遺言によって遺贈を受けたと主張するX(亡Aの姪)がYらに対し、上記各預金の払戻し及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。当該遺言書には、手書きで対象者に「すべてまかせる」と記載され、Aの署名があって、その横に2か所、A名義の印影があったが、対象者の名の一字に民法968条2項所定の方式が履践されていない訂正があり、当該訂正によってXの名を正確に表示するものであった。

本判決は、本遺言書は、その作成に至る経緯ないしAとその姪Xとのこれまでの関係に照らしてXの名を誤記したため訂正したものであることが明らかであるから、民法968条2項所定の方式が履践されていないとしても遺言は有効であるとした上で、亡Aの遺産の全部をXに遺贈するものと判断した。なお、附帯請求の遅延損害金については、本遺言書に基づいてなされたXからの請求に対して慎重な審査対応を図る中で、これに応じないこともやむを得ないものであるといえ、こうした対応につきYらが債務不履行責任を負うということとはできないと判示して、棄却した。

(6)東京地判平成29年10月30日 金法2089号82頁

平成27年(ワ)第7449号 損害賠償請求事件(本請求認容、付帯請求につき一部認容)

本件は、破産管財人であるXが、税理士であるYに対し、同人が破産者から委任を受けて行った2か年の確定申告において、破産者が代表取締役を務めていた会社の発行にかかる新株引受権の行使に伴う課税関係が発生せず、またはこれが発生するとしても一時所得となるのに、これを給与所得として申告したことがYの善管注意義務違反になるとして、債務不履行に基づく損害賠償として、損害の一部である各年度1800万円ずつ合計3600万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

本判決は、まず上記権利行使について権利行使時には課税がされないことを確認した上で、税務申告の代理の委任を受けた税理士は、税務申告をするに際して、委任者から提供された資料が不十分であるため、これに依拠して申告をすると適正な税務申告がなされないおそれがあるときは、委任者に対して追加の資料の提出を指示し、課税の対象となる法律関係を確認した上で、適正な税務申告を行う義務を負うものというべきであるところ、Yは、申告の際に、上記権利行使時に課税関係が発生しないことを容易に認識することができたと推認することができるにもかかわらず、破産者との準委任契約に基づく税理士として負うべき上記の善管注意義務を果たさなかったことにより、破産者に損害を発生させたと判断した。なお、附帯請求については、Xは申告期限の翌日からの遅延損害金を請求していたところ、履行遅滞に陥った時期はXが本件訴訟で損害賠償請求をした日以降であると判示した。

【知的財産】

(7)知財高判平成30年4月18日 裁判所HP

平成29年(ネ)第10087号 専用実施権設定登録抹消登録等請求控訴事件 特許権 民事訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/680/087680_hanrei.pdf

特許権を有する控訴人が、専用実施権の設定を受けていた被控訴人による実施料未払はないと判断した原判決を不服として控訴した事案であって、本件機械については社会通念上相当な実施料として売上高の6%を支払うべきと判断した事案。

控訴人は、社会通念上相当な実施料は、本件機械の売上高から製造原価を控除した額(粗利)の25%、そうでないとしても、本件機械の売上高の10%であると主張する。

しかし、まず、粗利の額は、被控訴人の営業秘密である製造原価を明らかにしなければ算定不能であること、売上高は双方にとって簡便かつ明確な算定基準となること、甲4契約においても販売価格と通常価格の差額(2条7項。具体的には加工単価を基に算定している。)や第三者からの実施許諾料(同条8項)を算定基準としていることに照らせば、粗利ではなく売上高を算定基準とするのが当事者の意思に合致するものと解される。そして、控訴人主張の利益三分法ないし四分法は、ライセンス料を定めるに際しての一つの指針にすぎず、売上高ないし粗利の25%を原則的なライセンス料と考えることは相当でない。本件においても、被控訴人自身が実施していた当時の実施料、被控訴人が契約締結時

に支払った実施料や本件機械の開発費用等の先行投資額、本件機械の導入による顧客層の拡大、従前の交渉経緯等を総合考慮すれば、売上高の6%をもって相当と認める。

他方、被控訴人は、本件機械の実施料率を算定するに当たっては、(1)被控訴人が契約金として控訴人に2500万円を支払済みであること、(2)被控訴人が少なくとも約1300万円を投資して本件機械を開発したこと、(3)被控訴人による本件機械の開発がなければ歯科医院が本件特許発明を利用することができなかったこと、(4)控訴人と被控訴人との間での本件機械の実施料率についての交渉経緯等の諸事情を勘案すべきであり、本件機械に係る実施料率は、売上高の3%相当額とするのが相当であると主張する。

しかし、控訴人は被控訴人に専用実施権を設定し、被控訴人が本件特許発明を自ら実施することについて実施料の支払を受けていたところ、被控訴人による本件機械の導入によって、控訴人の実施料収入の多くが失われる結果となること、控訴人の提示した本件機械の売上高の3%の実施料は、本件液(本件特許発明を実施する上で必要だが、日本国内において広く一般に流通している商品)についても売上高の3%の実施料の支払を受けることを前提としたものであることからすれば、被控訴人主張の事情を考慮しても、売上高の6%をもって相当と認める。

よって、被控訴人は、控訴人に対し、本件液については実施料を支払う必要がないが、本件機械については、社会通念上相当な実施料として、売上高の6%を支払うべきである。

(8)知財高判平成30年4月26日 裁判所HP

平成29年(ワ)第5274号 特許権に基づく損害賠償請求権不存在確認等請求事件 特許権 民事訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/744/087744_hanrei.pdf

原告らによる原告製品の生産等につき、被告が保有する特許権の侵害に基づく損害賠償請求権等を被告らが有しないことの確認を求めた事案であって、被告らが損害賠償請求権等を行行使する具体的なおそれがあるとは認められないとして、訴えを却下した事案。

確認の訴えは、現に、原告の有する権利又は法的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するため被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切な場合に限り許されるものである(最高裁判所昭和27年(オ)第683号同30年12月26日第三小法廷判決・民集9巻14号2082頁参照)。

本件において、原告らは、製造受託業者(Contract Manufacturer。以下「CM」という。)4社から全ての原告製品の供給を受けているところ、被告クアルコムとCM4社との間にはCMライセンスが存在し、本件特許権もその対象である。

被告らは、これらの事実を認めた上で、このことを理由として、本件訴訟において、一貫して被告らは原告らによる原告製品の生産、譲渡等につき、本件特許権侵害に基づく損害賠償請求権及び本件特許権に基づく実施料請求権を有しないことを表明している。

そして、原告アップルと被告クアルコムとの従前の交渉において、原告製品が本件特許権を侵害していると被告クアルコムが主張したことがあるとは認められないし、他の訴訟等においても、被告クアルコムにおいて、被告らによる上記表明を矛盾する行動をとったことがあるとは認められない。その他、被告クアルコムにおいて、原告アップルの有する権利又はその法律上の地位に危険、不安を生じさせる行動をとったことを認めるに足りる証拠はない。これらを総合すれば、被告クアルコムとの関係において、原告アップルの有する権利又はその法律上の地位に危険又は不安があるとは認められない。

原告らは、被告QTI、被告QCTAP及び被告クアルコムジャパンは被告クアルコムの製品等に関する事業や製品の販売を行っていることから被告クアルコムと一体となって本件特許権を行行使していると主張する。しかし、本件特許権を有しない者がその実施品に関する事業等を行っていることから本件特許権自体や実施料請求権を保有又は行使しているということとはできないし、被告QTI、被告QCTAP及び被告クアルコムジャパンがそれらの権利を具体的に行使した事実を認めるに足りる証拠はない。したがって、これらの被告らが本件特許権侵害に基づく損害賠償請求権及び本件特許権に基づく実施料請求権を行行使する具体的なおそれがあるとは認められない。

以上によれば、本件訴えのうち原告アップルの被告クアルコムに対する訴え並びに原告アップルと被告QTI、被告QCTAP及び被告クアルコムジャパンとの間の訴えは、確認の利益がない。

【民事手続】

(9)最二決平成30年4月18日 最高裁HP

平成29年(許)第13号 株式差押命令取消決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/689/087689_hanrei.pdf

(裁判要旨)

株券が発行されていない株式(振替株式を除く)に対する強制執行の手続において、売却命令による株式売却後、配当異議の訴えが提起されたために配当表記載の債権者の配当額に相当する金銭が供託された場合、その供託事由が消

滅して供託金の支払委託がされるまでに債務者が破産手続開始の決定を受けたときは、当該強制執行の手続は破産財団に対して効力を失う(破産法42条2項本文)。

(理由)

株券が発行されていない株式に対する強制執行の手続においては、執行裁判所は、当該株式につき売却命令による売却がされた場合、配当等を実施しなければならないとされている(民事執行法167条1項,166条1項2号)。そして、配当表記載の債権者の配当額について配当異議の訴えが提起されたために上記配当額に相当する金銭の供託がされた場合において、その供託の事由が消滅したときは、裁判所書記官が供託金について配当等の実施としての支払委託を行うことが予定されているのであって、上記供託金は、上記支払委託がされるまでは、配当等を受けるべき債権者に帰属していないといえる。そうすると、この場合における上記強制執行の手続は、売却命令により執行官が売得金の交付を受けた時にはもとより、その後も上記支払委託がされるまでは終了しておらず、それまでの間に債務者が破産手続開始の決定を受けたときは、破産法42条2項本文の適用があるものと解することができる。

(10)岡山地判平成30年1月18日 金法2088号82頁

平成29年(ワ)第628号 破産債権査定異議請求事件(請求棄却)

X銀行は、Aに対して2000万円を貸し付けていたが、Aの連帯保証人BおよびCとの間で極度額2億4000万円とする根保証契約を締結し、その際、B、CおよびAの保証人Dとの間で、銀行取引約定書のひな型を引用する形で、Aに破産手続開始の申立てがあったときは、BおよびCは期限の利益を失い、Xが約定相殺により差引計算をする場合は、利息、割引料、保証料、清算金、損害金、違約金等の計算についてはその期間を計算実行の日までとする合意をした。その後、Aが自己破産を申し立てたことによりBおよびCは期限の利益を喪失し、BおよびCも破産手続開始を申し立てた結果、A、BおよびCいずれについても、破産手続が開始された上、Yが破産管財人に選任された。Xは、BおよびCの破産手続において、AのXに対する預金債権776円との相殺により消滅したとして同額を差し引く一方、DのXに対する預金債権49万0098円との相殺については同額を差し引かず計算した970万8909円の各保証債務履行請求債権を有する旨の届出をしたが、Yは、各債権調査期日において、上記49万0098円の預金債権と同額部分について異議を述べた。Xは、BおよびCに対する各保証債務履行請求債権は970万8909円であるとの破産債権査定の申立てをしたが、破産裁判所は、Xの有する上記各保証債務履行請求債権は、上記49万0098円を除いた921万8811円と査定する各決定をした。そこで、Xが上記各決定を不服として、破産債権査定決定に対する異議の訴えを提起したのが本件である。

本判決は、(1)上記差引計算合意に係る文言によれば、同合意は利息、損害金等の計算についての基準日を定めているだけであって、相殺の遡及効については何ら触れるものではない、(2)上記差引計算合意は、全国銀行協会の銀行取引約定書のひな型を引用するものであるが、上記ひな型において差引計算の定めが設けられたのは、銀行にとって相殺の意思表示到達時期が必ずしも明確ではなく、相殺適状時がいつになるか判定が難しいことから、これらの日を確認する負担を避けるためであったと解されるから、差引計算合意の効果はこの限度で認めれば足り、相殺の遡及効を制限する必要があったとは認められない、(3)相殺は相殺適状時に当然に債権が消滅するのではなく、現実には、相殺の意思表示時までの間に互いの債権について利息、損害金等が発生していること自体は否定できないから、当事者間で、利息、損害金等の清算方法を合意することは許されるが、かかる合意は相殺の遡及効と矛盾するものではないし、相殺の遡及効を制限する合意を当然に含む必要はないことを指摘して、本件差引計算合意は、相殺の意思表示によって消滅する債権について、その利息、損害金等の清算方法を合意したものであり、相殺の遡及効を制限する合意を含むものとは認められないと判断し、上記相殺の遡及効が制限されない結果、BおよびCの破産手続開始時にXが有する各債権額は、上記49万0098円が差し引かれた額であるとして、各破産債権査定決定を認可した。

【刑事法】

(11)最一判平成30年3月10日 最高裁HP

平成29年(あ)第882号 邸宅侵入、公然わいせつ被告事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/734/087734_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、1階オートロック式の出入り口から本件マンションの住民に追従して侵入し、不特定多数の者が容易に認識しうる状態で、自己の陰茎を露出して手淫した上、射精し、もって公然とわいせつな行為をした行為で邸宅侵入、公然わいせつ罪で起訴された。

被告人は犯人との同一性を争ったが、第1審判決は、現場で採取された精液(以下「本件資料」という。)のDNA鑑定(以下「本件鑑定」という。)を踏まえ、同一性を認め、被告人を懲役1年に処した。

原判決は、本件資料に他人のDNAが混合した疑いがあるため、本件鑑定の信用性に疑問があり、同一性には合理的疑いが残るとして、第1審判決を破棄し、無罪とした。

(判旨)

本件鑑定は専門的知見に裏付けられた合理的なものであり、原判決は信用性の判断を誤っているから、原判決は破棄し、控訴は棄却する。

(12)東京高判平成29年2月16日 判例タイムズ1446号181頁

平成28年(う)第1992号 覚せい剤取締法違反被告事件(破棄自判,確定)

覚せい剤自己使用の事案において、原判決宣告時には、前に禁固以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日から5年以内に禁固以上の刑に処せられたことがない者に当たっていたから、保護観察を付した刑の一部執行猶予の判決を言い渡す場合には、その適用条文について刑法27条の2第1項第3号を適用すべきであるのに、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(以下「薬物法」という。)3条を適用し、さらに保護観察の適用条文に関しても、刑法27条の3第1項を適用すべきであるのに、薬物法4条1項を適用した。かかる法令適用の誤りは刑法上の一部執行猶予及び保護観察とは法的効果の異なる、薬物法上の内容、効果を有する刑の一部執行猶予及び保護観察を、本来、被告人に科すことのできない場合であるのに言い渡したという意味で、判決に影響を及ぼすものであるとして、原判決を破棄し改めて被告人を懲役1年6月に処し、その刑の一部である懲役4月の執行を2年間猶予し、その猶予の期間中被告人を保護観察に付するとした。

(13)大阪高判平成29年3月14日 判例時報2361号118頁

平成28年(う)第1201号 傷害被告事件(破棄差戻(確定))

本件は、第一審の罪状認否で、被告人は公訴事実は間違いない旨述べて、弁護人も同意見である旨述べたが、検察官が被害者らの供述調書等の証拠調請求したのに対し、弁護人は、「同意、ただし信用性を争う」との意見を述べ、裁判所はこれらを採用して取り調べた。第二回公判期日の被告人質問において、被告人の言い分は被害者らの供述調書等と対立するものであることが判明したが、裁判所は被告人本人に証拠意見を確認することなく、供述調書を排除せず、被害者らの証人尋問をすることもなく証拠調べを終了し、判決において公訴事実に沿った認定をした。

控訴審は、本件において、弁護人は被害者らの供述調書を証拠とすることに同意せず、証人尋問において反対尋問によりその信用性を争うべきであり、裁判所としても被告人の言い分が明らかになった段階で弁護人の証拠意見が被告人の真意に沿うものかどうかを確認し、真意に沿うものであることが確認できない限り証拠排除しなければならなかったのに、排除せず有罪認定の資料にしたのは違法であるとして原判決を破棄して差し戻した。

(14)大阪高判平成29年6月8日 判例時報2362号132頁

平成28年(う)第1338号 関税法違反,消費税法違反,地方税法違反被告事件(破棄自判(確定))

被告人2名が共犯者らと共謀のうえ、金地金130キログラム及び腕時計586個(本件物件)を不正に輸入しようとするとともに、消費税等を免れようとしたが、税関職員に発見され、未遂に終わった関税法違反等被告事件において、原審第1回公判期日後に、参加人が、自らが本件物件の所有者であるとして刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法に基づく参加の申立をした事案において、原判決(判例時報2362号136頁)は、本件物件の実質的所有者は密輸入についての香港側業者あるいはこれに密輸入を依頼した荷主とみるのが相当で、これらの者は共犯者に当たるから、本件物件は「犯人以外の者に属しない物」(刑法19条2項本文)に当たるとして、没収するとの判決を言い渡した。

参加人のみが控訴したところ、控訴審は、本件物件は正規の手続に従って輸出入可能なものであるから、それが密輸ルートに乗った場合であっても、そのような事態に至る経緯については、所有者が、それと知りながら密輸ルートに乗せた以外にも、所有者が、正規の業者を装った密輸業者に騙されて輸出手続を依頼した場合、所有者が輸出を依頼した業者が更に密輸業者に輸出手続を依頼した場合、窃盗等犯罪行為によって所有者から占有を奪われた品物が密輸業者に持ち込まれた場合等、様々な場合が想定でき、密輸に供されたという事実だけから不正な犯罪組織の所有にかかる物であると推認することはできず、そのような認定をするためには、香港における本件物件の調達状況が明らかになる必要があるところ、本件においてはその事情は明らかになっておらず、本件物件が犯人以外の者に属さない物であることについての証明が十分でなく、密輸に関与している者以外の者がその所有権を有している可能性を否定することは困難である、と判示し、原判決中没収にかかる部分を破棄した。

【公法】

(15)最一判平成30年4月26日 最高裁HP

平成29年(行ヒ)第216号 議場における発言取消命令取消請求事件(破棄自判,請求却下)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/701/087701_hanrei.pdf

県議会議長の県議会議員に対する発言の取消命令の適否が争われ、これが司法審査の対象とはならないとして請求を却下した第一審判決に対し、控訴審判決は、「発言が配布用会議録に記載される権利は一般社会と直接関係する重要な権利」等として対象性を認めたが、最高裁は、「地方自治法は、議員の議事における発言に関しては、議長に

当該発言の取消しを命ずるなどの権限を認め、もって議会が当該発言をめぐる議場における秩序の維持等に関する係争を自主的、自律的に解決することを前提としているものと解される。」等として、対象性を否定した。

(16)大阪高判平成29年7月14日 判例時報2363号36頁

平成28年(ネ)第3239号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却(確定))

中小企業の営業と生活の繁栄を図ることを目的とする団体Xが、Yの設置管理する本件公園につき使用許可申請をしたところ、Yの市長がこれを不許可とした(以下、本件不許可決定)ため、集会の自由(憲法21条1項)に反し、かつ、市長の裁量権を逸脱濫用したものであり、違法であると主張して、Yに対し、国賠法に基づき、約231万円の損害賠償金の支払いを求めたところ、1審は本件不許可決定は違法と判断し、Yに対して、90万6200円の支払を求める限度で、請求を認容したので、Yが控訴した。

本判決は、都市公園という本来独占の利用のみを前提とした施設でない公の施設であっても、集会等の催しのための独占利用が元々の都市公園の設置目的から外れるとは解されない、Yの審査基準に定めた市の後援・協賛の許可という要件は、公園の占有利用の許否を決定する要件としては不要であり、有害にもなりかねないなどと理由を付記して、Yの控訴を棄却した。

(17)仙台高判平成30年4月26日 裁判所HP

平成28年(ネ)第381号 国家賠償等請求控訴事件(一部認容の原判決を変更し、請求一部認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/735/087735_hanrei.pdf

平成23年東北地方太平洋沖地震後の津波により、石巻市立大川小学校に在学していた児童74名及び教職員10名が死亡した事故に関する、国賠請求事件である。

控訴審判決は、校長、教頭、教務主任、及び教育委員会の危機管理マニュアル改訂義務等を認め、国賠請求を一部認容した。

判決文は163頁に及び長大詳細であるが、要約すると、学校長の学校保健安全法29条1項の危機管理マニュアル作成義務を基軸に、更に「大川小の危機管理マニュアルを大川小の教職員に周知するとともに、危機管理マニュアルに従った訓練の実施その他の危険発生時において教職員が円滑かつ的確な対応ができるように必要な措置を講ずべき義務を有していたと認められる」ことを踏まえ、「内容に不備があるときにはその是正を指示・指導すべき義務があった」等としたものである。

(18)大阪地判平成29年8月25日 判例タイムズ1446号217頁

平成29年(ワ)第1909号 慰謝料請求事件(一部認容、確定)

本邦における永住者の在留資格を有するトルコ国籍の原告が、被告に対し、被告の運営するウェブサイト上において被告が募集する加盟店について、当該加盟店契約の内容及び被告加盟店の事業内容に関する資料の請求を行ったところ、被告従業員によって、原告が外国籍であるという理由だけで資料送付を拒否されたことが、不当な国籍差別ないしは人種差別にあたり、人格権を侵害されたとして、使用者責任に基づく損害賠償請求として慰謝料100万円の支払いを求めた事案において、本判決は、憲法の人権規定の私人間適用について従来の間接適用説の立場を踏襲したうえで、被告従業員が原告への資料送付を拒否した際に原告に送付したメールに記載された文言等からすれば、拒否の理由は、専ら原告が外国人であることを理由としており、そこには何ら合理的な根拠がないというべきで、当該行為は不当な外国人差別(国籍差別)に当たるとして、不法行為の成立を認め、金20万円の範囲で原告の請求を認めた。なお、原告は、被告従業員による当該行為が人種差別に当たるとも主張したが、本判決は、被告従業員は、原告が日本国籍を有していないという理由で差別を行ったものであり、人種差別を行ったわけではないので、人種差別を理由とする不法行為は成立しないとした。

(19)大分地判平成29年9月29日 判例時報2363号47頁

平成27年(ワ)第355号、第550号、平成28年(ワ)第113号 司法修習生給費制廃止違憲給費等請求事件(棄却(控訴))

67期司法修習生であったXらが、平成16年法律第163号(以下、改正法)による裁判所法の改正による給費制廃止は憲法に違反し無効であると主張し、改正前裁判所法67条2項に基づき、未払給与の内金の支払いを求め、また、内閣総理大臣及び国会議員に対し、国賠法に基づき、損害賠償金の内金の支払いを求めた事案。

本判決は、憲法上の要請である給費制を廃止した点が違憲無効であるか否かとの争点については、立法裁量に関する一般論を述べた上で、法曹養成の目的に照らし、著しく不合理とはいえないとし、また、司法修習が憲法27条1項「勤勞」に該当するか否かとの争点については、司法修習は専ら教育的な性質のみを有し、教育を受ける司法修習生の研さんのみを目的とする行為であり、他者(国)のための労務の遂行という性質を持つとは考え難いとして、該当性を否定した。

【社会法】

(20)札幌地判平成29年3月30日 判例時報2363号91頁

平成25年(ワ)第1376号 賃金等請求,債務不存在確認反訴請求事件(本訴一部認容,一部却下,一部棄却,反訴一部却下,一部棄却(控訴(一部取消,確定))

私立大学(学校法人Yが経営)の教員Xらが,Yが行った勤務延長教員の年俸額を最大で4割減額する給与支給内規の変更(以下,本件内規変更)は,合理性なく就業規則を不利益に変更し,無効であるとして争った事案。

本判決は,本件内規変更は賃金額の大幅かつ急激な減額という重大な不利益をXらに受任させることもやむを得ない高度の必要性に基づく合理的なものであったと解することが出来ないから無効であると判断した。また,Yからは,本件内規変更が段階的に年俸額を減額する限度で合理性が認められるとして,一部有効の確認を求める反訴請求がなされたが,一部有効とする部分を労使間の法律関係を規律するのに相当なものとして特定する客観的基準は存在しないから,裁判所が本件内規変更の一部につき効力を認めることは相当ではないとして全体を無効として棄却した。

(21)大阪地判平成30年4月24日 裁判所HP

平成29年(ワ)第1443号 損害賠償請求事件 不正競争 民事訴訟 (棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/755/087755_hanrei.pdf

原告が被告に対し,原告において製造販売している生春巻きの製造方法が不正競争防止法上の営業秘密に該当することを前提に,被告が当該営業秘密を不正に取得して競業行為をしていると主張して,営業秘密の不正取得を理由とする不正競争防止法4条本文に基づく損害賠償等を求めた事案。

原告が主張する営業秘密は,生春巻きを大量に安定的に生産するための方法である。そこで,まず原告の主張に係る製造方法が「秘密として管理されている」(不正競争防止法2条6項)といえるか検討するに,原告は,原告工場の立ち入りを厳重に管理し,食品関係者の工場見学は,紹介により協力工場となる会社の場合などに限られていること,従業員は競業他社の関係者が入社しないよう注意し,退社時に秘密保持誓約書を作成させ徴求していることを主張している。

しかし,前者については,原告の主張する第三者の出入りの管理は,それ自体は,食品工場の場合における衛生管理のためにする人の出入りの管理と何ら変わらないものであるし,食品関係者の工場見学は紹介により協力工場となる会社に限られるとの点も,現に被告の場合は,短い電話による依頼だけで工場見学を許されており,厳格な扱いがされていたとは認められない。したがって,原告主張の工場見学の条件は,秘密管理のための工場見学の制限としては不十分といわなければならない。

また後者の従業員に対する管理の点についても,入社時の選別を実際になしている点の証拠はないし,退職時の秘密保持誓約書が実際に用いられているか否かをさておき,少なくとも,入社時に同趣旨の誓約書が徴求されているわけではなく,また在職中の守秘義務について定めたものは認められないから,これでは従業員に対する関係でも秘密管理が十分なされていたとはいえない。

したがって,原告主張の製造方法は,不正競争防止法2条6項の要件にいう「秘密として管理」されていたとは認められないから,原告主張の製造方法をもって同法の「営業秘密」として認められず,「営業秘密」であることを前提とする損害賠償請求は,その余の点の判断に及ぶまでもなく理由がない,として原告の請求は棄却された。

(22)東京地判平成30年5月11日 裁判所HP

平成28年(ワ)第30183号 不正競争行為差止等請求事件 不正競争 民事訴訟 (棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/757/087757_hanrei.pdf

中学校受験のための学習塾等を運営する原告が,同様に学習塾を経営する被告に対し,被告がそのホームページ等で配信している動画等に原告表示と類似する表示を付する行為は,需要者の間に広く認識された原告の商品等表示を使用して需要者に混同を生じさせるものであって,不競法2条1項1号に該当するとして,「SAPIX」の文字を含む表示の使用の差止め等を求めた事案。

原告は,中学校受験のためのSAPIX小学部等を運営する。被告は,中学校受験のための学習塾を経営し,そのホームページにおいて,「SAPIX生のための復習用教材」等の表示(本件表示)をしている。

不競法2条1項1号にいう「使用」というためには,単に他人の周知の商品等表示と同一又は類似の表示を商品等に付しているのみならず,その表示が商品等の出所を表示し,自他商品等を識別する機能を果たす態様で用いられていることを要するというべきである。

これを前提として,被告のホームページ上の本件表示について検討するに,被告のホームページには,そのヘッダ一部に被告学習塾の名称が表示され,またメインコンテンツ部には「中学受験ドクターのプロ講師による」との記載があるのであるから,同ホームページに掲載されたサービスの提供主体が被告であることは明らかである。その上

で、本件表示をみると、原告学習塾に通う生徒のための復習教材を被告が販売していると理解し得るのであり、その教材の販売主体が原告又はその子会社等であることを表示するものではなく、またそのように誤認されるおそれがあるとは認められない。

したがって、本件表示は、その表示が商品等の出所を表示し、自他商品等を識別する機能を果たす態様で用いられているということではできないので、不競法2条1項1号の「使用」には該当しない。

また、本件各表示に係る需要者は中学校受験を目指す生徒及び保護者であるものと認められるところ、上記で判示するとおり、本件各表示は、いずれも、その表示が商品等の出所を表示し、自他商品等を識別する機能を果たす態様で用いられているということではできないので、同各表示に接した需要者が、被告の行っている復習用教材の作成等の主体が原告又は原告の子会社等であると誤認混同をするとは考え難い。

したがって、不競法2条1項1号に基づく原告の請求には理由がない、として原告の請求は棄却された。

【紹介済判例】

東京高決平成29年1月24日 判例時報2363号110頁

平成28年(ウ)第872号 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反被告事件(破棄自判(上告))

法務速報197番19号で紹介済

東京高判平成29年1月24日 判例タイムズ1446号185頁

平成28年(ウ)第872号 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反被告事件(破棄自判, 上告)

法務速報197号19番で紹介済

東京高決平成29年3月2日 判例タイムズ1446号114頁

平成28年(ラ)第1832号 財産分与審判に対する抗告事件(変更, 確定)

法務速報204号4番で紹介済

知財高判平成29年3月21日 判例時報2363号62頁

平成28年(行ケ)第10186号 審決取消請求事件(認容(確定))

法務速報191番13号で紹介済

知財高判平成29年3月21日 判例タイムズ1446号148頁

平成28年(行ケ)第10186号 審決取消請求事件(認容, 確定)

法務速報191号13番で紹介済

福岡高判平成29年5月31日 判例時報2363号120頁

平成28年(ウ)第451号 詐欺未遂被告事件(破棄自判(上告, 上告棄却))

法務速報194番17号で紹介済

名古屋高判平成29年6月30日 判例タイムズ1446号76頁

平成28年(ネ)第912号 損害賠償請求控訴事件(一部認容, 上告, 上告受理申立)

法務速報200号34番で紹介済

札幌高判平成29年8月31日 判例時報2362号24頁

平成28年(ネ)第189号 損害賠償請求控訴事件(変更(上告・上告受理申立て))

法務速報197号4番で紹介済

最二決平成29年10月4日 判例タイムズ1446号67頁

平成29年(行フ)第2号 文書提出命令申立て却下決定に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(上告棄却)

法務速報198号13番で紹介済

最一決平成29年10月5日 判例時報2361号48頁

平成29年(許)第6号 訴訟代理人の訴訟行為排除決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

法務速報198号28番で紹介済

最三判平成29年10月24日 判例時報2361号33頁
平成28年(行ヒ)第224号 法人税更正処分取消等請求事件(破棄自判)
法務速報199号20番で紹介済

最三決平成29年11月28日 金法2089号77頁
平成29年(許)第14号 相続財産の分離に関する処分および相続財産管理人選任審判に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)
法務速報200号1番で紹介済

最三決平成29年12月5日 判例タイムズ1446号62頁
平成29年(許)第17号 子の引渡し仮処分申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)
法務速報200号14番で紹介済

最三決平成29年12月12日 金法2089号70頁
平成28年(許)第43号 仲裁判断取消申立棄却決定に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)
法務速報201号16番で紹介済

2. 平成30年(2018年)5月22日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 196 12

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

・・・男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり,政治分野における男女共同参画の推進の基本原則を定め,国及び地方公共団体の責務,政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本事項を定めた法律。

・閣法 196 12

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律

・・・航空運送及び複合運送に関する規定の新設,危険物についての荷送人の通知義務に関する規定の新設,船舶の衝突,海難救助,船舶先取特権等に関する規定の整備,商法の表記を現代用語化すること等を定めた法律。

・閣法 196 17

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

・・・地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため,株式会社地域経済活性化支援機構の業務の一部の期限を延長することを定めた法律。

・閣法 196 21

生産性向上特別措置法

・・・我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するため,計画で定める期間内において,新技術等の実証の促進等の革新的事業活動による生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に行うこと等を定めた法律。

・閣法 196 22

産業競争力強化法等の一部を改正する法律

・・・事業再編及び外部経営資源の活用の支援,情報技術の発達に対応した経営手法の導入支援,円滑な事業承継及び企業再生に係る支援,中小企業倒産防止共済制度の拡充による連鎖倒産の防止等を定めた法律。

・閣法 196 23

高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・公共交通移動等円滑化基準等の適用対象となる事業者の範囲の拡大,公共交通事業者等の講ずる措置に関する計画の作成の義務付け,移動等円滑化施設協定制度の創設等を定めた法律。

・閣法 196 28

著作権法の一部を改正する法律

・・・電子計算機における著作物の利用に付随する利用,学校その他の教育機関における公衆送信,美術の著作物等の展示に伴う複製等をより円滑に行えるようにするための措置等,視覚障害者等に係る権利制限規定の対象者の範囲の拡大等を定めた法律。

・閣法 196 33

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律

・・・送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処,電気通信番号計画・電気通信番号使用計画に関する制度,電気通信業務の休止及び廃止に係る情報の整理,公表の制度の新設等を定めた法律。

・閣法 196 36

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

・・・共有者の一部を確認することができない農地について,農用地利用集積計画により農地中間管理機構に存続期間が20年を超えない賃借権等の設定できること,農地について,農作物栽培高度化施設を設置して行う農作物の栽培を当該農地の耕作に該当するものとみなし,農地転用に当たらないこととすること等を定めた法律。

・閣法 196 37

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律

・・・厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による特例年金給付の給付事務の合理化を図るため、当該特例年金給付に代えて、その現価に相当する額の特例一時金を支給することとすること等を定めた法律。

3.5月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

柄澤昌樹/著 青林書院 530頁 5,940円

一問一答による事例解説 分譲マンション(区分所有建物)紛争の法律実務

北浜法律事務所/編 商事法務 264頁 2,808円

民法改正対応 取引基本契約書作成・見直しハンドブック

山川一陽/松嶋隆弘 編著 日本加除出版 440頁 4,644円

相続法改正のポイントと実務への影響

難波孝一 監修/小田大輔/山崎良太/篠原孝典 編著 第一法規 208頁 2,484円

業務現場でつかむ!民法改正で企業実務はこう変わる

潮見佳男/千葉恵美子/片山直也/山野目章夫/編 商事法務 592頁 7,020円

詳解 改正民法

升田 純/著 民事法研究会 511頁 5,400円

判例にみる慰謝料算定の実務

4.5月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

池田浩一郎/田伏岳人/西谷昌樹/深山 徹/本井克樹/著 日本加除出版 408頁 4,104円
改訂 会社非訟申立ての実務+申立書式集

阿部 徳幸/編 中央経済社 176頁 2,808円
税理士・弁護士が知っておきたい滞納処分の基本と対策

相澤光江/中井康之/綾 克己/編 民事法研究会 701頁 7,992円
倒産・再生再編実務シリーズ1 事業者破産の理論・実務と書式

第一東京弁護士会刑事弁護委員会/著 第一東京弁護士会 122頁 756円
量刑調査報告集 量刑不当破棄編2

岩月泰頼/菅原清暁/編著 日本加除出版 253頁 2,484円
Q&A 保育所・幼稚園のための法律相談所 現場からの56の相談に,顧問弁護士がわかりやすく答えました

5. 発刊書籍<解説>

「一問一答による事例解説 分譲マンション(区分所有建物)紛争の法律実務」

分譲マンションに関する37問の事例が図表等も用いて分かりやすく解説されている。参考書式も多数掲載されている。当該事案に応じた裁判例が数多く紹介・検討がなされている。管理組合役員からの相談なのか区分所有者からの相談なのかが意識されて解説されており、実践的な内容で分譲マンションの法律問題を扱う際に、大変役に立つ本である。

「倒産・再生再編実務シリーズ1 事業者破産の理論・実務と書式」

旧版である破産法の理論・実務と書式事業者破産編のコンセプトを承継しつつ、解説や書式を全面的に改訂した内容である。破産手続の相談から申立、破産手続の流れや概要、管財人の業務、免責手続等について、事業者破産に関する事項が網羅的にかつ多数の書式を掲載して解説されている。法人破産の実務的な解説書であり、破産事件を取り扱うのであれば手元に置いておきたい本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。